

2017年2月

タイの投資(下)(投資奨励制度)

本号では、主に製造業を対象とした投資奨励制度について説明します。

タイでは、新たな経済モデルとして、昨年、「タイランド 4.0」という成長モデルを公表し、いわゆる中進国の罠から脱却し、付加価値の高いビジネスを中心にすえることを発表しました。そして、投資奨励委員会(以下「B01」)は、このように付加価値の高いビジネスを呼び込むために、2014 年 12 月 4 日、2015年からの 7 年間の新投資奨励制度(投資委員会布告第 2/2014 号(以下「本布告」))を公表しました。

本号では、BOIの新制度を含む投資奨励制度を概観するとともに、新制度が発足してからの状況についても合わせて説明します。

1 B01による奨励制度

BOIとは、1977年投資奨励法に基づき、タイ国にとって有益と判断される事業について、特典を与えて事業の育成を図る委員会です。BOIによる奨励は要件さえ満たせば、タイ人も外国人も平等に適用を受けることができます。BOIの奨励策は、投資奨励法並びに投資委員会が定める投資奨励策によって定まります。奨励策の概要は、以下のとおりです。

奨励内容		Aグループ	Bグループ		
	法人税の減免(投資奨励法31 条)	0	× (※1)		
税金面の奨励	機械の輸入関税の免税(同法 第28条〜第30条、第36条、第 38条〜第42条)	0	△ (※1) (※2)		
	原材料の輸入関税の免除	0	0		
税金面以外の	完全独資での事業運営可(外 国人事業法12条)	0	0		
	外国人就労許可の取得の容易 化(同法第24条~第26条)	0	0		
	土地保有許可(同法第27条)	0	0		
奨励	海外送金の容易化	0	0		

- ※1 後述するメリットによる恩典は認められます。
- ※2 B1グループのみ恩典が付与されます。

【執筆者】パートナー弁護士(日本・NY 州)坂元 靖昌

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

(1)従前のBOI奨励制度

従前のBOI奨励制度では、タイ国内を、バンコク等の中心地に近いところから順にゾーン1、2、3と区分けして、中心地から離れるほど、免税等の特典が大きくなる仕組みにしていました。このような制度設計にしていたのは、従来の奨励制度がバンコクー極集中の防止、地域分散化を主要な目的としていたからです。この結果、相当数の企業が、手厚い奨励制度に魅かれてゾーン2または3に進出したため、上記目論見は一定程度成功したものと思われます。

(2) B01新制度

では従来の制度がなぜ改められたのでしょうか。この点について、BOI担当者に話を伺ったところ以下の問題意識があった旨説明されました。まず一つ目に、ゾーンごとに奨励の度合いが異なるとはいえ、同じゾーンの中では人気のある特定のエリアだけに投資が集中し、人気のないエリアは開発から取り残されていたという点。二つ目は、タイランド4.0の方針とも関係しているのですが、人口増加が頭打ちとなっているタイにおいて、従来見られたような低付加価値・労働集約型の産業だけでは経済成長を維持することができず、タイ経済を発展させていく必要に迫られていたという点です。

このような問題意識のもと、2014年12月に発表された布告では、ゾーンによる奨励の軽重ではなく、奨励対象となる事業の重要度に応じて、奨励の手厚さに差をつけるという制度に改められました。

ただ、従前ゾーン3の指定を受けていた地域の多くは、奨励が追加的に付与されることが定められており (本布告第8.1、第9.2.2)、旧制度の地域分散的発想 も残存していることが見て取れますⁱⁱ。

なお現行制度は、2015年1月1日から申請されたもの に適用されます(本布告第13)。

(3)業種に基づく恩典

恩典は、大きく分けて法人税の免除があるAグループ

〔大 阪〕北浜法律事務所·外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル TEL 06-6202-1088 (代) /FAX 06-6202-1080

『東 京』弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F TEL 03-5219-5151 (代) /FAX 03-5219-5155

『福 岡』弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25

キャナルシティ·ビジネスセンタービル4F TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

http://www.kitahama.or.jp/

と、そのような免除がないBグル―プに分けられます。 それぞれのグループは受けられる恩典の手厚さに応じてA1~A4、B1とB2に分けられます。各グループの恩典を一覧にすると以下のとおりとなります。

グループ	法人税免除期間	機械の輸入関税免除	原材料の輸入関税免 除
A1	8年(上限なし) +メリット	0	0
A2	8年+メリット	0	0
A3	5年+メリット	0	0
A4	3年+メリット	0	0
B1	メリットOnly	0	0
B2	メリット Only	×	0

※B01作成「新投資奨励政策(2015-2021)」5頁より一部改編し抜粋

ア 法人税の免除

Aグループのみ対象となります。それぞれのグループで定められた期間、法人税が免除となります。免税額については、A2~A4グループは投資金額(ただし土地代と運転資金は除く。)が免税額の上限となりますが、A1グループの場合は免税額に上限はありません。

イ 機械の輸入関税の免除

本奨励は、B2グループを除くすべてのグループに 適用されます。

新品の機械であれば、輸入関税が免除されます。

製造年度から5年以内の中古機械、製造年度から5年超~10年以下のプレス機械は使用許可を得て利用できますが、輸入関税の免除はありませんのでご留意ください(本布告第6.1.3(1)(2)項)。

海運事業、航空事業、金型事業は、製造年度から 10年以上の中古機械に関しても使用許可を得て輸入 関税の免除特典があります(同(3)項)。

なおいずれの機械も、購入額は投資金額に加算され、法人税免除額上限に反映されます。

ウ 原材料の輸入関税の免除

この恩典はすべてのグループに適用されます。輸出向けの生産品に限り、必要な原材料及び必要な資材の輸入関税が1年間免除されます。ただし、投資委員会が必要適切と判断される場合はこの期間を延長することができます。

エ 税金面以外の優遇措置

税金面以外の優遇措置は以下のとおりです。A·B の区分けに関わらずいずれにも適用があります。

・外国企業でも完全独資の事業が可能: B01より奨励を受けた場合は、外国人であっても原則として完全独資で事業を営むことができます(外国人事業法第12条)。ただし、外国人事業法別表1に属する事業については過半数をタイ資本が保有しなければなりません(本布告第7.1)。また投資委員会

が出資比率を制限することができるとされています(本布告第7.3)。

- ・**外国人就労許可の容易化**: 通常の場合は、ワークパーミットの取得に煩瑣な手続きをとらなければならず、また外国人 1 人を雇用するのにタイ人を4 人雇用しなければなりませんが、BOIより奨励を受けた場合、BOIが窓口となり簡易な手続きでワークパーミットを取得することができ、またタイ人雇用の義務も課されません(投資奨励法24条~26条)。
- ・外国人でも土地所有が可能: 外国人は通常土地 の所有ができないのは、タイの投資(上)で述べ たとおりですが、BOIから奨励を受けた場合、奨励 事業にのみ使用することを条件に、工業用地や事 業に必要な土地(事務所用地、従業員の住宅用地)の取得を認めています(投資奨励法27条)。

(4)メリットによる追加恩典(本布告第9.2)

今回の新制度により新たに加わった類型です。

メリットによる追加恩典

ア:タイの競争力を向上させるもの

イ:地方分散に貢献すると思われるもの

ウ:産業地区開発のメリットがあるもの

それぞれについて、以下の特別な奨励が付与されます。グループAは、奨励の申請時、奨励の決定後いずれも追加の恩典を申請することができますが、グループBは奨励申請と同時に追加恩典を申請しなければなりません(本布告第9.2.4)。

ア 競争力向上の追加恩典(本布告第9.2.1)

全体の投資金額のうち、特定の項目の投資が一定 額又は一定割合を超える場合には、法人税免除の上 限額と免税期間が追加されるというものです。対象 投資費用項目、追加恩典が加わる投資費用比率は以 下のとおりです。

【対象投資費用項目】

投資費用類	免税額上限に追加さ れる額
1. 研究開発	投資額の200%
2.技術・人材開発基金、教育機関、 専門訓練センター、国内にある研 究開発機関、及び科学技術分野の 政府機関に関する支援(※1)	投資額の100% (投資額そのまま)
3. 国内で開発された技術のIPの購入/ ライセンス料	"
4. 高度技術トレーニング	//
5. タイローカルサプライヤーの開発 :高度技術トレーニング及び技術 の援助	"
6. 委員会が同意する、製品およびパッケージの設計:内製/タイ国内の外注	"

※1B0Iの同意が必要



【免税の恩典が追加される期間】

最初の3年間の収入に対する投資費用の 割合もしくは金額	上限額が追加される 期間(免税期間も追 加される)
収入の1%を超えるか、もしくは2億 BAHT以上いずれかの条件を満たす場合	1年 (※1)
収入の2%を超えるか、もしくは4億 BAHT以上のいずれかの条件を満たす場合	2年(※1)
収入の3%を超えるか、もしくは6億 BAHT以上のいずれかの条件を満たす場合	3年(※1)

※1 8年を超えることはできない。

B0|作成「新投資奨励政策(2015-2021)」9頁より一部改編し抜粋

イ 地方分散の追加恩典(本布告第9.2.2)

1人当たりの個人所得が低い下位20県に投資した場合には、以下の奨励策が追加で付与されます。

- ・法人税免除期間の追加: 法人税の免除が3年間 追加されます。既に法人税の免除が8年間付与さ れる業種は、これに代わって5年間の法人税が半 額に減額されます。
- ・控除額の追加: 輸送費、電気代、水道代は特別に2倍・10年間控除できます。また、インフラの設置、建設費は、通常の減価償却に加え25%控除できるようになります。

ウ 産業地区開発の追加恩典(本布告第9.2.3)

特別に奨励された工業団地または工業地区に立地する場合、法人税免除が1年間追加されます(ただし上限は8年。)。なお、Bグループには、本奨励策は適用されません(本布告第9.2.4.(2))。

(5)特別奨励

上記のように業種に基づく恩典+メリットによる追加 恩典というのが本布告による恩典ですが、これに加え BOIは、(ア)経済成長が遅れている南部国境県^{||||}への 投資^{||}及び(イ)特別経済開発区への投資[|]について特 別な恩典を用意しています。

詳細な説明は省略しますが、(ア)南部国境県の投資については、奨励対象業種でさえあれば、一定の条件を満たすことを前提に8年間の法人税の免除(上限なし)+5年間法人税半減、その他、種々の奨励が用意されています。

また(イ)特別経済開発区への投資については奨励対象事業でありさえすれば、法人税免除期間が3年間追加(もしくは5年間の50%減税の追加)されます。

さらに、特別経済開発区政策委員会が指定する対象 事業に投資する場合は、8年間の免税に加えて5年間 の50%減税という恩典が用意されています(後述のク ラスター制度は、この特別経済開発区に該当します。)。

(6)BOIから奨励されるための要件

BOIの奨励対象となるには、奨励対象事業に該当することに加え、以下の要件を充足する必要があります。

ア 農業、産業及びサービス競争力の向上の要件(本 布告第6.1)

- ・付加価値要件: 従来は付加価値が20%以上あることが要求されていました。新制度下でも原則は20%とされていますが、新制度では、農業・電子製品及び電子部品、コイルセンターの場合は、10%の付加価値でよいとされました。
- ・ISO取得: 投資額が1000万BAHTの場合、操業開始後2年以内にISO9000またはISO14000もしくはそれに相当する国際基準の認定を受けることが義務付けられます。これができないと法人税の免除期間が1年間短縮されます。
- ・近代的生産方法を用いること
- ・新品の機械を用いること
- ・生産効率改善に関係する機械の恩典: 研究開発に使用する機械、公害防止又は除去をする機械、電子製品及び部品の製造プロジェクトに使用される機械、既存の機械に代替するものについては、 奨励事業の奨励期間中は、機械の輸入関税が免除されます。

イ 環境への影響予防(本布告第6.2)

効率よくかつ十分な環境汚染防止及び影響軽減の 措置及び計画を持つことが要求されます。その他、 環境に影響を与える可能性のあるプロジェクトはBOI に特別に審議されます。

- ウ 投資金額が一定程度以上のものであり、それが実行可能であること(本布告第6.3)
 - ・最低投資額: 最低投資額は100万BAHT以上とされます。ただし、電子設計、ソフトウェア、研究開発といったナレッジベースのサービス業は、委員会が指定する分野に働く人材の人件費が150万BAHT以上であることが要求されます。
 - ・自己資金比率: 新規プロジェクトの借入金は登録資本金の3倍を超えないものであることが要求されます。
 - ・**実行可能性:** 投資金額が7億5000万BAHT以上の場合には、その実現可能性を調査したレポート(Feasibility Report)を提出することが求められます。

(7) BOI 奨励を受けることの長所・短所

BOIにおける奨励は、BOIの承認する内容に即していることが必要ですので、製造方法を変更したり、事業内容を変更したりする際には、必ずBOIに確認をとらなければなりません。そのため、ほぼBOIに対応するためだけの専属のスタッフを用意しなければならなくなります。また原則として奨励は、事業を開始する前にBOIの承認を受けることが前提となりますので、事業開始



前にBOIと綿密に打ち合わせをしなければならず、そのために操業が遅れることにもなりえます。

従来のゾーン1に属する地域で事業をすることを予定する場合、デメリットと比較し恩典が少ないこと、また製造業については上記のとおり外国人事業法の制約を受けず、さらに後述のIEATで事業を行えば一定の恩典を享受できることから、BOIの奨励を受けずに事業されることも多かったようです。今後は、Bグループの事業やA4などに分類される事業に投資する際、メリット・デメリットを比較した上でBOI認証の承認を受けられるべきと思います。

(8) クラスター制度(スーパークラスター制度、その他のクラスター制度等)

タイでは、さらなる投資促進措置として、クラスター制度を発表しました。これは、特定の奨励分野・地域・対象事業となった場合には、投資促進措置上の「特別経済開発区」として追加支援が得られる仕組みでした。しかしながら、これらの適用をうけるためには政府事業への協力が条件とされるなどややハードルの高い条件が設定されていたことから利用が伸び悩みました。本恩典の適用は2016年12月31日までの投資申込みが条件とされており、すでに制度の適用は終了しています。

2 IEAT

もう一つの奨励策として、IEATが管理運営する工業団地へ入居することによる恩典があります。

IEAT運営の工業団地には二つの区域「一般工業区(General Industrial Zone)」と「自由事業区(Free Business Zone)」^{vi}があり(工業団地公社法^{vii}(以下「公社法」)第36条)、受けられる恩典が少し異なります。以下概要を説明します。

(1) 一般工業区、自由事業区ともにうけられる恩典

- ・土地所有許可:IEATの工業団地で運営する場合は外国 人でも土地所有が可能になります(公社法第44条)。
- ・外国人が就労するために必要なワークパーミットの取得が容易になり、外国人1人当たりタイ人を4人雇用しなければならないという条件も適用されません(公社法第45条、第46条)。
- ・建築基準法に基づく建築許可、工場法に基づく設立許可、操業許可、都市計画法に基づく許可が、それぞれ所管する省庁からIEATに権限移譲されます(公社法第42条、43条)。
- ・外国からの融資金を受け取ったり、海外の会社に支払 うサービス料金やロイヤリティー、資本金、配当金を

海外送金できるなど、特別な取扱いになります(ただし、証憑の添付が必要、公社法第47条)。

・仮に外国人事業法によって外国人に制限されている業種でも、IEATの特別な許可を得て、事業をすることが許されます。

(2) 自由事業区にのみ適用される恩典

・自由事業区に限り、製造に用いる機械類や原材料の輸入時にかけられる輸入関税、物品税、付加価値税が免除されます。ただし自由事業区から輸出せず、タイ国内に移入する際は、移入する機械類に物品税、付加価値税等が課税されます(公社法第48条)。またIEATの許可を得れば、製造業以外も独資単独で事業を行うことができる場合もあります(外国人事業法第12条)。

BOIと異なり、法人税の減免等の特典はありませんので、実務的には、IEATが運営する工業団地へ入居申請するのとあわせて、BOIにも申請することが多いようです。

「非公式和訳は以下のリンク先から取得可能です。

http://www.boi.go.th/upload/content/New%20Policy%20(Jap%20ver%203.1) 95251.pdf

http://www.boi.go.th/upload/content/3_2557_43955.pdf

http://www.boi.go.th/upload/content/4_2557_28267.pdf

http://www.ieat.go.th/ieat/index.php/en/2013-10-14-00-58-57/category/48-i-ea-t-act

[※] 新布告第 4.4 で南部国境県への投資促進を新布告のポリシーの一つとして掲げており、新布告でも引き続き地域分散を奨励目的の一つとしていることが伺えます。

[※] ヤラ県、パタニ県、ナラテイワート県、サトウーン県及びソンクラ県の4郡(チャナ郡、ナータウィー郡、サバヨーイ郡そしてテーパー郡)。

iv 投資委員会布告 3/2014 号

^V 投資委員会布告 4/2014 号

vi 「自由事業区」は以前「輸出加工区」と呼称されていましたが、2007年の 法改正の際に、呼び方が改められました。

vii 英文は以下の IEAT のホームページより取得可能